



# 島根県報

令和6年2月16日（金）

第 4 9 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業 廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水産課）	2
所有者等が判明しない放置自動車	（港湾空港課）	2

### 【公 告】

公共測量の終了	（技術管理課）	3
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	3
都市計画事業の認可	（ ” ）	3
都市計画事業変更の認可	（ ” ）	4
島根県職員採用試験システム開発・運用保守業務にかかる提案競技の実施	（人事委員会）	4

### 【特定調達公告】

江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託に係る競争入札の参加資格等	（企業局施設課）	9
江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託に係る一般競争入札の実施	（ ” ）	11

### 【教委規則】

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	14
-----------------------	----------	----

**告 示****島根県告示第111号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社みなとの丘	訪問看護	訪問看護ステーション	島根県出雲市小津町23	令和6年2月6日
	介護予防訪問看護	ンみなとの丘	番地1	

**島根県告示第112号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

海士町加入区（海士町漁業協同組合）

**島根県告示第113号**

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例（平成30年島根県条例第11号）第8条第2項の規定により、所有者等が判明しない放置自動車について次のとおり告示する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 警告書の貼付けの日  
令和4年1月24日
- 2 放置されている場所  
島根県浜田市長浜町1480-9
- 3 車名  
スズキワゴンR TA-MC22S
- 4 塗色  
黒色
- 5 自動車の種別  
軽自動車
- 6 自動車登録番号又は車両番号  
島根580け7309
- 7 告示後の取扱い

令和6年5月17日以後に当該放置自動車について、処分を行う。

8 問合せ先

島根県土木部港湾空港課管理係（電話 0852-22-6572）

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年1月31日に終了した旨津和野町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、数値図化、数値地形図作成）

2 作業期間

令和5年4月26日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

津和野町部栄及び高峯地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市飯島町字藤木251番1、251番5、251番6、251番7、251番8

面積 1,130.39平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市飯島町412番地1

株式会社渡部工務店

代表取締役 渡部 成人

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（令和6年中国地方整備局告示第9号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画事業の種類及び名称

大田都市計画道路事業3・5・11号栄町高禅寺線

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

大田市大田町 県央県土整備事務所大田事業所

#### 4 事業地

- (1) 収用の部分 島根県大田市大田町大田字大沢、字綿田、字半部、字松ノ前及び字下北代地内
- (2) 使用の部分 島根県大田市大田町大田字半部及び字松ノ前地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（令和6年中国地方整備局告示第8号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 都市計画事業の種類及び名称

雲南都市計画道路事業3・3・2号新庄飯田線（4工区）

#### 2 施行者の名称

島根県

#### 3 事務所の所在地

雲南市木次町 雲南県土整備事務所

#### 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

島根県職員採用試験システム開発・運用保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 提案競技に付する事項

##### (1) 名称

島根県職員採用試験システム開発・運用保守業務

##### (2) 仕様

島根県職員採用試験システム開発・運用保守業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

##### (3) 提案価格の上限額

総額 97,449,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は、次の表のとおりとする。

年度	ア 開発費	イ 運用保守費	総額（ア＋イ）
令和6年度	2,281,000円	863,000円	3,144,000円
令和7年度	13,687,000円	5,174,000円	18,861,000円
令和8年度	13,687,000円	5,174,000円	18,861,000円
令和9年度	13,687,000円	5,174,000円	18,861,000円
令和10年度	13,686,000円	5,175,000円	18,861,000円
令和11年度	13,686,000円	5,175,000円	18,861,000円
計	70,714,000円	26,735,000円	97,449,000円

## 2 開発期間及び運用期間

## (1) 開発期間

契約の日の翌日から令和7年1月31日まで

## (2) 運用保守期間

令和7年2月1日から令和12年3月31日まで

## 3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(7)までのすべての要件を満たし、島根県知事により提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

## 4 提案競技配付資料等に関する事項

## (1) 配付資料

- ア 提案競技実施要領
- イ 島根県職員採用試験システム開発・運用保守業務に係る提案競技要求仕様書
- ウ システム活用フロー図
- エ 外部サービス（重要情報を取り扱う場合）利用申請時確認事項

## (2) 閲覧資料

- ア 島根県情報通信システム（内部系システム）技術標準
- イ オープン基盤について（令和4年4月）
- ウ 内部系仮想基盤とSSC仮想基盤の利用方針
- エ 島根県情報通信システム開発プロセス管理標準
- オ 島根県情報通信システム運用管理基準
- カ 外部サービス（重要情報を取り扱う場合）の利用に関する規程
- キ 島根県ホームページ等作成ガイドライン

## (3) 配布及び閲覧に係る場所及び期間

イの期間中、アに設置する受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に対し、配付資料を無償で一部配付するとともに、閲覧資料の閲覧を可能とする。

なお、配付資料は、(1)を電子データ（CD-R）で配付する。

また、配布資料及び閲覧資料（(2)のカを除く。）の郵送を希望する場合は、令和6年2月28日（水）必着で守秘義務の遵守に関する誓約書、返信用封筒及び切手（140円分）を提出すること。

## ア 配付及び閲覧の場所

〒690-8501松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎2階） 島根県人事委員会事務局企画課任用係

電話 0852-22-5438 F A X 0852-22-5435 電子メール syokuin-saiyo@pref.shimane.lg.jp

## イ 配付及び閲覧の期間

令和6年2月16日（金）から同年3月4日（月）まで

開庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

## (4) 提案競技説明会

実施しない。

## 5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、提案競技実施要領による様式にて提出すること（F A X又は電子メールによる送付も可とする。ただし到着確認の電話をすること）。

(2) 提出期限は、令和6年3月4日（月）午後5時までとする。

(3) 提出先は、4の(3)のアに同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和6年3月11日（月）までに4の(1)の配付資料の受領者全員に対し、F A X又は電子メールにより通知する。

## 6 提案競技参加資格確認手続

## (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部

エ 財務諸表（決算報告書） 1部

オ 島根県税の全税目未納の徴収金がないことの証明書 1部

カ 消費税及び地方消費税の未納の税額が無いこと又は納税義務がないことの納税証明書 1部

キ 担当者届 1部

## (2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

## (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和6年3月13日（水）午後5時までに提出すること。郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

4の(3)のアに同じ。

## 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和6年3月21日（木）付けで、郵送にて送付する。

## 8 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案及び見積書を提出すること。

## (1) 提案書の内容

島根県職員採用試験システムの開発及び運用保守業務について提案すること。なお、必要があると認める場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 提案書の形式

ア 提案書の形式は任意とする。ただし、原則としてA4判の用紙を用い、ページ番号をつけること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。

イ 提案書提出書、見積書、外部サービス（重要情報を取り扱う場合）利用申請時確認事項の様式は提案競技実施要領による。

ウ 提案書作成にあたっての留意事項

- (ア) 提案内容がわかるように考え方、根拠等を具体的に記述すること。
- (イ) 提案の全体枠組み、基本的な考え方、アピールポイントなどを提案の概要に簡潔に記述すること。
- (ロ) 提案が提案競技仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを具体的、かつ、専門知識を持たない者にもわかりやすいよう、図表、脚注等で補足して記載すること。
- (ハ) 提案書の構成は、仕様書の構成と対応付けること。また、提案内容は仕様書の要求項目と対応付けて示すこと。
- (ニ) 仕様書で提案を求めている内容以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合には、積極的に提案を行うこと。
- (ホ) 提案競技要求仕様書に示す任意提案項目は、仕様書に記載する要件を満たした上で、さらに効率性向上などを図ることができる提案を求めている。よって「仕様書のとおり」という提案、カタログだけの提案や実現不可能な機能等については評価しない。
- (ヘ) 提案競技要求仕様書、提案書、プレゼンテーション内容及び見積書をもとに協議の上、契約仕様書を作成するので確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。
- (ヘ) 協議の結果、契約仕様書の内容が提案競技要求仕様書とは異なる場合があるので、見積書の価格と実際の契約金額が一致しない場合がある。
- (ヘ) 提案書に記載する項目については、全て見積の中で実現できるとみなす。
- (コ) 提案競技要求仕様書の要件等について、提案競技要求仕様書を満たす形での機能の提供ができない場合については、代替手段を示すこと。その場合は、代替項目の一覧表と各内容説明資料を提出すること。
- (ク) 提案競技要求仕様書の他、現行業務、確保する機能及び契約書（案）を十分に理解し、了知した上で提案競技に参加すること。

(3) 提案書等の提出方法、提出部数、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

- (ア) 提案書提出書 1部
- (イ) 提案書 7部
- (ロ) 見積書 1部
- (ハ) 外部サービス（重要情報を取り扱う場合）利用申請時確認事項 1部

なお、(ハ)はパブリッククラウドを利用した提案を行う場合のみ提出すること。

ウ 提出期限

令和6年3月27日（水）午後5時までに提出すること。郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

4の(3)のアに同じ。

## 9 業務受託者の選定方法

- (1) 別に設置する島根県職員採用試験システム開発・運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。
- (2) 審査要綱については、別途定める。
- (3) 評価については、提案内容、プレゼンテーション内容及びコストの抑制（見積額）の点を特に考慮する。
- (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
- (5) 提案書について、審査委員会において提案競技参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
  - ア 参加する資格のない者が提案したとき。
  - イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
  - ウ 事実に反する申請、又は提案に関する不正行為があったとき。
  - エ 提案書の内容が明らかに仕様書の内容を満足しないとき。
  - オ 提案者が当該提案協議に対して2以上の提案をしたとき。
  - カ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
  - キ その他あらかじめ指示した事項に反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

- (1) 契約相手方  
審査委員会で選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。
- (2) 契約金額  
契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。
- (3) 前金払  
前金払は行わない。
- (4) 契約保証金  
島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (5) その他の契約条項  
契約予定者と協議の上定める。

## 11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出された書類の返却は行わない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション又はヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提案された内容等に関して、電話又は電子メールによる確認等を行う場合があるので、対応すること。
- (8) プレゼンテーションでは、提案書に基づき説明すること。提案書から読み取ることができない内容は認められな



い。

- (9) 本調達、令和6年度当初予算の島根県議会議決が得られない場合は、提案競技を延期し、又は取りやめる。なお、提案競技を延期する場合は理由及び延期後の提案競技日を公告し、提案競技を取りやめる場合は理由を公告し資格申請者に通知する。

12 問合せ先

4の(3)のアに同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Development and operation maintenance of the Shimane Prefectural Government Employee Application and Scoring Examination System.
- (2) Deadline for submission of proposal documents: 5:00 p.m. on 27 March 2024
- (3) For further details contact: Human Resources Commission Secretariat, Shimane Prefectural Government (2F South Building), 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan  
TEL: 0852-22-5438

## 特 定 調 達 公 告

令和6年度において、江の川水道用水供給事業等運転監視等業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 特定調達契約により調達する役務の種類

江の川水道用水供給事業等運転監視等業務

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続

(1) 入札参加資格審査の申請

入札に参加しようとする者は、(2)により入札参加資格審査を受けなければならない。ただし、次の要件を満たす者でなければ入札参加資格審査を受けることができない。

ア 平成30年度以降に、官公庁における上水道施設の維持管理及び運転監視業務（令和5年3月 厚生労働省医薬・生活衛生局作成「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」に定義する監視、巡視、点検、維持をいう。）の実績が、継続して1年以上ある者であること。

イ 水道技術管理者資格を有する職員を複数名雇用している者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 島根県税の滞納がない者（納期限が到来していないものを除く。）又は納税義務がない者であること。

オ 消費税及び地方消費税について滞納がない者（納期限が到来していないものを除く。）又は納税義務がない者であること。

カ 公告日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。

キ 入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係その他入札の適正が阻害されると認められる関係がないこと。

ク 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工

事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## (2) 審査の申請手続

(1)により入札参加資格審査を受けようとする者は、次の方法により申請を行わなければならない。

### ア 受付方法

この入札に参加を希望する者は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により、入札参加資格審査申請書及び所定の書類（以下「申請書等」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により手続を書面により行う者は、エの担当部局へ郵送し、又は持参すること。書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

### イ 受付期間

公告日から令和6年3月1日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する島根県の休日を除く。）

### ウ 受付時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、令和6年3月1日は午後4時までとし、郵送等の場合は必着とする。

### エ 郵送等の場合の受付場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課

### オ 提出書類等

(ア)から(ス)までの書類を添付した入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

なお、申請書類は、電子調達システム又は島根県企業局ホームページから必要書類をダウンロードするか、エの受付場所で直接入手すること。

(ア) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し

(イ) 個人にあつては、身分に関する誓約書

(ロ) 営業経歴調書

(ハ) 有資格者職員調書

(ニ) 委任状（契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。）

(ホ) 使用印鑑届

(ヘ) 印鑑証明書

(ト) 業態調書

(チ) 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

(リ) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

(ル) 法人にあつては、財務諸表及び財産目録

(レ) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書

(ス) 官公庁における水道施設の維持管理及び運転監視業務の受注実績がある場合には、それを証明する書類

### カ 申請において使用する言語及び通貨

申請に使用する言語は、日本語とする。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## (3) 入札参加資格審査

入札参加資格審査は、別に定める経営規模等審査基準に基づいて次の事項を審査するものとする。本審査における得点が83点以上（総得点の50パーセント以上）の者でなければ、参加資格を有することはできない。

- ア 審査基準日の属する事業年度の直前2事業年度の年間平均契約額
  - イ 審査基準日の直前決算における自己資本の額
  - ウ 審査基準日の直前決算における流動比率
  - エ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
  - オ 審査基準日の前日までの営業年数
  - カ 審査基準日の前日における有資格者職員の数
  - キ 審査基準日の前日における官公庁の営業実績（水道施設における維持管理及び運転監視業務に限る。）
  - ク 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001及び I S O 9001認証の取得状況
- (4) 参加資格の審査基準日
- 審査の申請日
- (5) 入札参加資格の決定通知等
- ア (3)の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、令和6年3月12日（火）までに電子調達システムにより入札参加資格結果通知書（以下「通知書」という。）により通知する。また、参加資格を有しないと決定したときも、通知書により通知する。
- なお、書面により申請書を提出した者については、書面により通知する。また、参加資格を有しないと決定したときも通知する。
- イ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (6) 入札参加資格の有効期限及び更新手続
- 入札参加資格の有効期限は、その決定を受けた日から令和9年3月31日までとする。
- なお、有効期間満了後引き続き入札参加資格を得ようとする者は、令和6年度から令和8年度までの入札参加資格審査の公告に基づき申請すること。
- (7) 変更届
- 入札参加資格者は、次のいずれかの事項に変更があったときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届により届け出なければならない。
- ア 商号又は名称
  - イ 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
  - ウ 主たる営業所の名称及び所在地並びにその代表者
  - エ 委任状の記載事項
- (8) 入札参加資格の取消し
- 入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなったときは、参加資格を取り消し、その者に入札参加資格取消通知書により通知する。
- ア (1)のただし書のいずれかに該当しなくなったとき。
  - イ 入札参加資格審査の申請において虚偽の申請をしたとき。
  - ウ 営業を休止又は廃止したとき。
- (9) 問合せ先
- 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課（電話 0852-22-5673）

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年2月16日

## 1 調達内容

## (1) 委託業務名及び数量

江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託 一式

## (2) 委託場所

島根県企業局西部事務所（島根県江津市松川町上河戸703）

## (3) 業務概要

江の川水道用水供給事業、工業用水道事業の運転監視等業務

## (4) 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2 入札参加資格

(1) 平成30年度以降に、官公庁における上水道施設の維持管理及び運転監視業務（令和5年3月 厚生労働省医薬・生活衛生局作成「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」に定義する監視、巡視、点検、維持をいう。）の実績が、継続して1年以上ある者であること。

(2) 水道技術管理者資格を有する職員を複数名雇用している者であること。

(3) 令和6年度から令和8年度までにおける島根県企業局の江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託に係る入札参加資格を有する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 島根県税の滞納がない者（納期限が到来していないものを除く。）又は納税義務がない者であること。

(6) 消費税及び地方消費税の滞納がない者（納期限が到来していないものを除く。）又は納税義務がない者であること。

(7) 公告日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。

(8) 入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係その他入札の適正が阻害されると認められる関係がないこと。

(9) 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 3 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、公告日から令和6年3月1日（金）午後4時までに、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び所定の書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により手続を書面により行う者は、4の(2)の担当部局へ郵送又は持参すること。書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 4 入札説明書等の交付等

## (1) 交付期間

公告日から入札日の前日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

## (2) 交付場所等

ア 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課

イ 電子調達システムの入札情報サービス（PPI）及び島根県企業局のホームページに掲載する。

(3) 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問のある者は、入札等質疑書を電子調達システム、郵送等により提出するものとする。

ア 提出期限

令和6年3月4日（月）午後4時まで

イ 提出場所

(2)のアの場所

ウ 回答

令和6年3月6日（水）までに電子調達システムにより回答するとともに、入札情報サービス（PPI）に掲載する。

なお、やむを得ない事由により電子調達システム等を閲覧できない入札者については、書面により回答するので、8の(8)の問合せ先まで連絡すること。

5 入札方法等

本案件は、島根県電子入札運用基準による電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県電子入札運用基準に定める紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

(1) 入札書提出期間

電子調達システムにおいては、令和6年3月18日（月）午前9時から同月19日（火）午後4時まで

紙入札においては、令和6年3月18日（月）午前9時から同月19日（火）午後4時までに4の(2)の場所に持参又は郵送等により提出すること（必着）。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の辞退

(1) 競争参加資格確認申請者の入札辞退は、電子調達システムによる入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は、辞退できない。

(2) 入札辞退者は電子調達システムにより手続を行うとともに、その理由を明記した入札辞退届を開札時までに、4の(2)の場所に持参又は郵送等により提出すること。

(3) 入札辞退届を提出せずに辞退した場合、あるいは辞退の理由が不適切な場合は、不誠実な行為として指名停止の措置を行う場合がある。

7 開札等に関する事項

以下の日時に行い、落札結果は電子調達システムにより通知するとともに、入札（落札）結果は入札情報サービス（PPI）に掲載する。

なお、書面により入札書を提出したものについては、電話等により通知する。

開札日時 令和6年3月21日（木）午前10時から

開札場所 島根県企業局総務課

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札参加資格を有する者は、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2第1項第3号に基づき免除する。

(3) 契約保証金

入札参加資格を有する者は、島根県会計規則第69条の2第7号に基づき免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 契約における特約条項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は契約を解除することができる。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局総務課 予算調整係 電話0852-22-5673

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied: Gōnokawa River Water Supply Project and Operational Supervision Work Tender - 1 set

(2) Date and time of tender: From 9:00 18 March 2024, to 16:00 19 March 2024

(3) Supervising Office (Contact): Budget Adjustment Section, General Affairs Division, Bureau of Public Enterprise, Shimane Prefectural, Government 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501, JAPAN  
TEL: 0852-22-5673

## 教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月16日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

### 島根県教育委員会規則第2号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表学校企画課の項中「県立学校改革推進室」の次に「働き方改革推進室」を加え、同表教育指導課の項中「幼児教育推進室」を「義務教育推進室、幼児教育推進室」に改める。

第7条の表学校企画課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の働き方改革の推進に関すること（働き方改革推進室）。

第7条の表学校企画課の項中第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 県立学校の情報化推進及び小中学校等の校務情報化に係る助言に関する事（働き方改革推進室）。

第7条の表教育指導課の項第1号中「及び小中学校等の教育に係る指導及び助言」を削り、同項第2号及び第3号中「及び小中学校等」を削り、同項第6号中「並びに小中学校等の児童及び生徒」を削り、同項中第17号を第21号とし、第11号から第16号までを4号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の4号を加える。

(11) 小中学校等の教育に係る指導及び助言に関する事（義務教育推進室）。

(12) 小中学校等の教育課程、学習指導及び進路指導に関する事（義務教育推進室）。

(13) 小中学校等の教科用図書その他の教材の取扱いに関する事（義務教育推進室）。

(14) 小中学校等の児童及び生徒の学力の育成に関する事（義務教育推進室）。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。